

県組合会議議題一覧

県幹部会	令和3年	2月	15日〔月曜日〕	中止
県常任理事会	令和3年	3月	1日〔月曜日〕	13時30分～
会場：県理容組合事務所	議長：島津理事長		出席者：正副理事長・常任理事 事務主任	

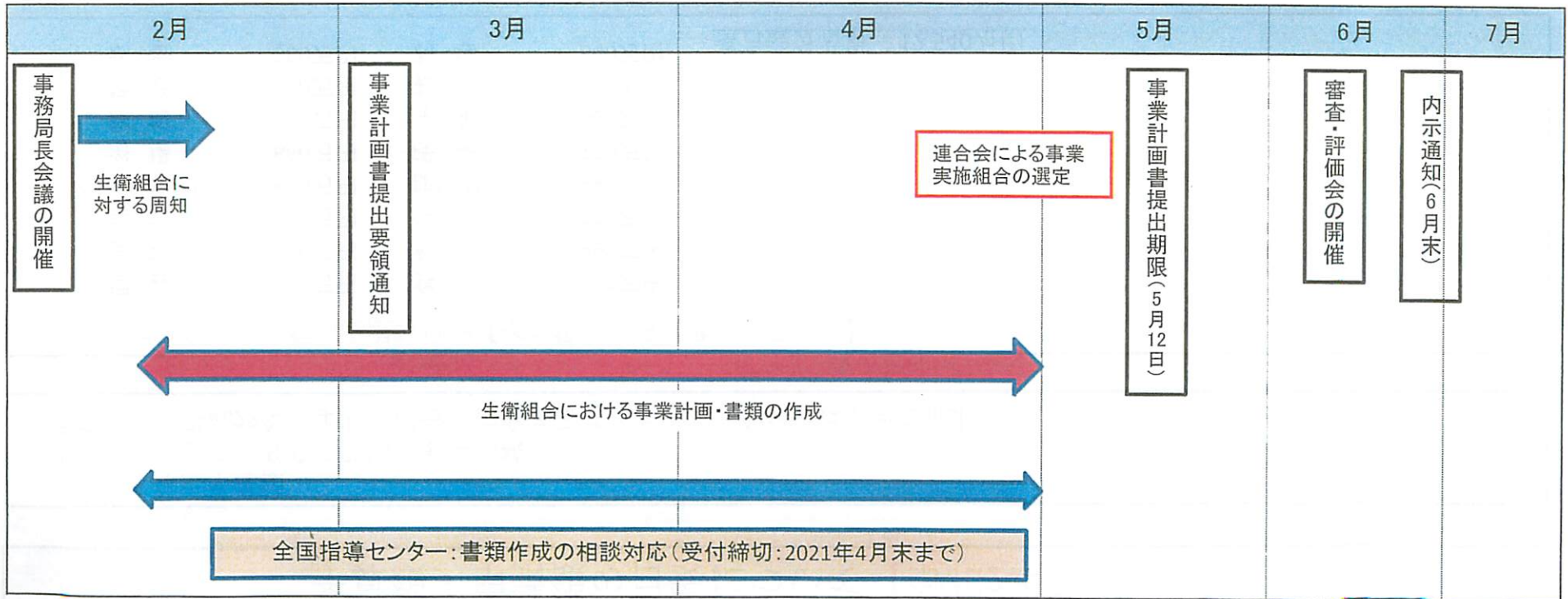
No.	議 題	提案者
1	県指導センター後継者育成会議(2/1)について	島津理事長
2	県指導センター理事会(2/19)について	島津理事長
3	東海北陸理容協議会理事長会(2/22)リモート会議について	島津理事長
4	全理連第7回理事会(3/10)について 理政中執行委員会	島津理事長
5	第181回通常総会・同評議員会(3/11)について	島津理事長
6	令和3年度静岡県理容競技大会(3/29)について	荻澤副理事長 中島教育部長
7	県組合支部合併について	島津理事長 荻澤総務部長
8	県組合総代会について	島津理事長
9	その他 ①衛生管理委員会リモート会議報告 ②ガイドラインチェックシートについて ③令和3年度静岡県西部理容美容専門学校昼間生3次募集	林副理事長 島津理事長 塩崎副理事長

令和3年度事業実施計画書作成スケジュールについて

- 1 全体スケジュール（予定）
 - ①事業計画書提出要領発出 令和3年3月初旬
 - ②事業実施計画書提出期限 令和3年5月12日
 - ③内示通知（事業開始） 令和3年6月末

- 2 提出期限が令和3年5月12日となることから、各連合会にあっては、生衛組合に速やかに周知し、生衛組合における事業計画・書類の作成を指示すること。
 また、5月12日までに次ページを参照し、申請組合を選定の上、厚生労働省に事業計画書を提出すること。

- 3 厚生労働省からの事業計画書提出要領については、3月初旬以降に発出の予定となっている。



予算額・申請額の日安について【令和2年度と同じ】

1 令和3年度予算額

- ①一般分：18,800万円（前年同額）
- ②震災分：平成28年度より一般分へ併合することとし、一般分とは別枠で補助

2 全国連合会の申請額の上限の日安【※取扱い注意（連合会限り）】

理容	990万円	食肉	770万円
美容	990万円	飲食	990万円
興行	550万円	すし	770万円
クリーニング	880万円	食鳥肉	550万円
浴場	660万円	喫茶	770万円
旅館	990万円	中華	660万円
麺類	770万円	社交	990万円
氷雪	550万円	料理	660万円
連合会分合計 12,540万円			

3 生衛組合の申請額上限の日安

- ① 1組合あたりの申請額は、概ね150万円から250万円程度とする。
- ② 連合会において選定した組合の申請額合計が1,400万円の範囲内になるよう、選定組合の申請額を調整すること。

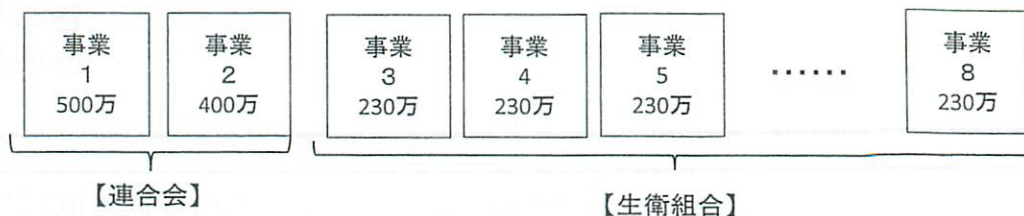
4 業種ごとの事業数と生衛組合の選定数について

- ① 連合会の事業を含め1業種あたり8事業を上限とする。（震災分・地域活性化連携事業を除く。）
- ② 生衛組合の選定数は、事業数8事業の範囲内で、且つ、生衛組合分の申請額合計が1,050～1,400万円の範囲内とする。

例1：連合会で1事業、生衛組合で7事業（7組合を選定）



例2：連合会で2事業、生衛組合で6事業（6組合を選定）



(案)

厚生労働省（審査・評価会）が策定する先進的モデル事業（特別課題）

番号	課 題 名
1	組合未設置県の結成促進、振興計画未策定県の解消
2	受動喫煙防止対策の推進
3	標準営業約款制度の普及・促進
4	消費者又は利用者への情報提供の推進
5	消費者又は利用者の保護の推進
6	サービスの生産性の向上
7	少子・高齢化社会へ対応した対策（地域包括ケア等）の推進
8	外国人利用者の受入体制の整備
9	障害者差別解消法に基づく取組の推進
10	人材育成及び自己啓発の推進
11	後継者の育成、障害者を始めとする多様な人材の活用促進
12	健康危機未然防止のための衛生規制の遵守への対応
13	災害時の生活衛生関係営業による地域の支援等に関する取組
14	組合の組織強化（加入促進）
15	税制等の理解への促進・対応強化
16	生衛業の専門性を活かした顧客づくりの推進
17	共同事業の促進のための基盤整備
18	創業・経営支援の推進
19	東日本大震災被災地において生活衛生関係営業による地域の復興
20	新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化からの回復

各 理 事 殿

全国理容生活衛生同業組合連合会
理 事 長 大 森 利 夫

第 7 回理事会の日程並びに資料送付のご案内

日頃より当連合会の諸事業推進につきましては、格別のご理解ご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、先にご案内いたしました、標記理事会〔3/10(水)午後1時、於:全理連ビル9階会議室〕の会議日程並びにそれに伴う資料を、下記によりご案内ご送付申し上げます。資料はご披見のうえ、当日ご持参くださいますようお願いいたします。

記

◎報告事項

1. 会議日誌について (資料1)
2. 理容業の振興指針の一部改正について (資料2)
3. 新型コロナウイルス・ガイドライン順守および営業回復に係る全国アンケート調査結果について (資料3)
4. 令和2年度組織強化運動の結果報告について (資料4)
5. 未加入店の組合加入促進および組合員脱退防止の方策、並びに未加入店にないお客さまをハッピーにするサービスについて (資料5)
6. 令和2年度共済加入促進運動の結果報告について (資料6)
7. その他について
(1) 令和3年度生活衛生関係営業対策事業費補助金について (資料7)

◎協議事項

1. 令和3年度事業計画・執行細目について (資料8)
2. 標準営業約款(Sマーク)のPRについて (資料9)
3. 2021全理連ナショナルチーム選手募集の結果について (資料10)
4. 2021OMC欧州選手権(個人戦)への参加について (資料11)
5. 2021横浜世界大会出場選手の募集について (資料12)
6. 第73回全国理容競技大会(神奈川県)の選手数について (資料13)
7. 教育制度委員会からの答申について
(1) 全理連ニューヘアについて (資料14)
(2) 第74回全国理容競技大会の競技種目について (資料15)
(3) 令和3年度全理連教育功労者顕彰候補について (資料16)
(4) 全国理美容中央学園の名称変更に伴う規定等の文言改正について (資料17)
8. 全理連中央講師資格認定審議会の結果報告について
(1) 全理連中央講師の任期更新および名誉講師の認定結果について (資料18)
(2) 全理連中央講師資格認定結果について (資料19)
9. 全理連特別講師の再任について (資料20)
10. 全理連専門講師の再任について (資料21)
11. 令和3年度新型コロナウイルス対応・組合加入大キャンペーン(案)について (資料22)
12. 令和3年度共済加入促進運動の実施について(案) (資料23)
13. その他について

資料 1

令和 2 年度事業報告（案）

1. 事業の概要

令和 2 年度の国内の政治・経済状況は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、各種イベントや不要不急の外出および飲食店等の営業の自粛要請が行われ、国民生活に密着した生衛業は大きな痛手を負った。理容業は自粛対象業種にはならず営業を継続することができたが、長引くコロナ禍により売り上げが減少した。全国理容連合会ではこの難局に対応すべく、急きよ総額 1 億 1,500 万円の支援金を各組合へ送金することを決定し、さらに厚生労働省に対し各種支援策の速やかな実施を要請するとともに、理容業を安全に継続させるための「感染拡大予防ガイドライン」を定め、国の支援を得ながら組合員への周知徹底を図った。

コロナ対応に追われる中、7 月 28 日には北村誠吾規制改革担当大臣および衛藤 晟一内閣府特命担当大臣（いずれも当時）と面会した大森会長は、国家戦略特区の組上に上がっている東京都提出の理美容師の外国人就労について、「不法就労問題もあり、コロナ禍においては時期尚早であり基本的には反対である。しかし、後継者問題を抱える理容業では東京都のみの特区申請にはさらに反対であり、そうであるなら全国一斉に進めるべき」との理事会での合意に基づく「要望書」を手渡し、迅速な対応を行った（同「要望書」は加藤勝信厚労大臣（当時）にも提出）。

9 月 2 日には、西村康稔経済再生担当大臣を講師に招き「理容業に期待する新型コロナウイルス対応」をテーマに理事研修会を開催、社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとしての理容業が取り組んでいるコロナ対策に期待が示された。

9 月、安倍首相の辞任表明により 7 年 8 ヶ月ぶりに首相交代が行われ、菅義偉内閣総理大臣が誕生し、厚生労働大臣に田村憲久衆議院議員、内閣官房長官には加藤勝信衆議院議員がそれぞれ就任した。同 29 日開催された自民党生衛議連世話人会において、3 年度の生衛関係予算概算要求額が示された。コロナ禍により深刻な影響を受けている生衛業が「新しい生活様式」に対応できるよう、業績回復に向けた各種支援を行うこととし、①生衛関係営業対策費補助金 11 億 5,700 万円（前年度比 100 万円増）、②日本政策金融公庫補給金 38 億 4,400 万円（同 1,500 万円増）、③同生衛貸付計画額 1 億 1,500 万円（同額）等を含め、総額 53 億円余りの要求内容が提示された（「新型コロナウイルス感染症対応等の経費」については別途事項要求）。

このような難局に対し理政中央会では、厚労省をはじめ自民党生衛議員連盟、関係機関・団体等との強い連携を維持しつつ諸活動を展開した。

以下、事業の詳細は次のとおりである。

2. 役員の異動

期末現在の理政中央会の役員は次のとおり。

会 長	大森 利夫								
副会長	池上 良一	湊 正美							
幹事長	寺園 洋行								
総務会長	島津 義直								
政務調査会長	中野渡 實								
会計責任者	今泉 森夫								
常任執行委員	長田 實	佐藤 功	飛田 英雄	山口 利光	北嶋 満雄				
	都原 茂人	中原 一郎	渡辺 界立	増田 稔	齊藤 信善				
	中野 達也	上原 勇							
監 事	阿部 忠	早川 幹夫	竹部 健次	宮城 丈二	福間 英年				
	湯浅 俊夫	小副川浩二							
執行委員	富樫 憲雄	中野 竹治	山本 賢司	茅根甲子男	船津 博司				
	若山 有	黒岩 豊	坂野 隆人	滋野 昭和	坂村 幸男				
	西堀 慎介	宇野 臣一	中村 修	東根 清一	三住 武				
	吉永 和義	東崎 幸男	高野 勝年	田口 茂紀	石堂 憲次				
	大田川博明	水口 良一							

3. 各種会議の開催

(1) 総会

◎第 59 通常総会

日 時	令和 2 年 1 月 23 日 (木)	10 時 00 分
場 所	全理連ビル 9 階	会議室
出席者	各会員 48 名	
附議事項	議案第 1 号	令和元年度事業報告承認の件
	議案第 2 号	令和元年度決算報告承認の件
	議案第 3 号	令和 2 年度事業計画案承認の件
	議案第 4 号	令和 2 年度収支予算案承認の件

(2) 執行委員会 (コロナ禍により回数減少)

第 1 回=1/23	第 2 回=3/5	第 3 回=7/16	第 4 回=9/3
第 5 回=11/19			

(3) 常任執行委員会 (コロナ禍により回数減少)

第 1 回=1/16	第 2 回=2/20	第 3 回=8/27	第 4 回=11/12
------------	------------	------------	-------------

(4) 正副会長・幹事長打合せ (コロナ禍により回数減少)

第 1 回=1/15	第 2 回=2/19	第 3 回=4/8	第 4 回=6/25
第 5 回=8/26	第 6 回=11/11	第 7 回=12/16	

(5) 監事会

日 時	令和 2 年 1 月 22 日 (水)	午後 2 時
-----	---------------------	--------

- 場 所 全理連ビル8階 会議室
- 出席者 会長、幹事長、総務会長、政務調査会長、会計責任者、各監事
- 監査事項 1. 業務監査
令和元年度事業報告について
2. 会計監査
①令和元年度決算報告について
②各種帳票類の監査について
③預金の残高確認について

(6) 三役および会計責任者合同打合せ

- 日 時 令和2年1月15日(水) 午後1時
- 場 所 全理連ビル8階 役員会議室
- 出席者 会長、幹事長、総務会長、政務調査会長、会計責任者
- 打合せ事項 1. 令和元年度事業および決算報告について
2. 令和2年度事業計画および予算について

4. 職能代表および代弁者の政治的進出への助成、並びに関係議員の政治活動への支援
理容師資格制度（業務独占）及び業権の確保を図ることを目的に、職能代表および代
弁者の政治的進出に対する助成並びに関係議員の政治活動への支援を展開した。

本年は各理政連からの要請により下記の地方選挙立候補者への推薦状交付並びに支
援を行った。

○地方選挙

組合	選挙名	候補者名	投票日	当落
宮城県	蔵王町議会議員選挙	大沼 昌昭（組合員）	2/23	当選
熊本県	熊本県知事選挙	蒲島 郁夫	3/22	当選
奈良県	広陵町議会議員選挙	青木 義勝（組合員）	4/5	当選
長野県	松川町議会議員選挙	菅沼 一弘（組合員）	11/15	当選
島根県	雲南市議会議員選挙	松林 孝之（組合員）	11/15	当選
静岡県	菊川市議会議員選挙	赤堀 博（組合員）	1/27	

【推薦候補者6名（内組合員5名）、当選者5名、未定1名】

(2) 関係国会議員への支援

令和2年度における関係国会議員等との折衝および励ます会等については、コロナ禍
により開催中止や延期が相次ぎ、出席状況は延べ11件であった。

(別添資料1：政治折衝の経過について参照)

5. 国会、政府、政党その他関係機関に対する渉外活動等の推進

冒頭の事業の概要で述べたとおり、本年度はコロナ禍により業界が直面した緊急事態
に対し、厚生労働省をはじめ自民党生衛議連等、関係機関・関係団体との密接な連携に
より、中小・小規模事業者救済を見据えた対応策を講じるよう働きかけを行った。また、
国家戦略特区の俎上に上がっている東京都提出の理美容師の外国人就労について、北村
規制改革担当大臣および衛藤内閣府特命担当大臣（いずれも当時）へ「要望書」を手渡

した（同「要望書」は加藤厚労大臣（当時）にも提出）。

6. 情報の収集・提供の推進

業権の確保と理容業を取り巻く重要事項について「理楽 TIMES」等に理政中央会の政治活動等の記事を掲載し、組合員に対して各種情報の提供を行なった。

「理楽 TIMES」紙における広報・宣伝活動は次のとおり。

◎第 534 号（3 月 1 日発行）

新春の宴—国会議員多数出席

全国理容政治連盟中央会第 59 通常総会開く

◎第 540 号（9 月 1 日発行）

北村誠吾大臣、衛藤晟一大臣を表敬—理美容外国人就労に「要望書」

加藤厚労大臣を訪問

◎第 541 号（10 月 1 日発行）

西村大臣が講演「理容は人々の生活に必需業種」

◎第 542 号（11 月 1 日発行）

菅内閣発足—田村憲久厚労大臣就任

別添資料 1

政治折衝の経過について

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

1 / 10 (金) 14:30 全国生衛中央会政治連盟第1回執行委員会

於：全国生衛会館 4階大研修室

(出席者) 大森会長 寺園幹事長

1 / 27 (月) 18:00 自由民主党「各種団体協議会懇談会」

於：ザ・キャピトルホテル東急

(出席者) 事務局

7 / 2 (火) 13:30 関係国会議員に対する表敬訪問

於：厚生労働省、国会議員会館

【訪問先】

あべ	しんぞう	かとう	かつのぶ
安倍	晋三衆議院議員	加藤	勝信衆議院議員
いぶき	ぶんめい	しおざき	やすひさ
伊吹	文明 //	塩崎	恭久 //
たむら	のりひさ	すずき	しゅんいち
田村	憲久 //	鈴木	俊一 //
ねもと	たくみ	いしはら	のぶてる
根本	匠 //	石原	伸晃 //
にしむら	やすとし	やまぐち	たいめい
西村	康稔 //	山口	泰明 //
かねだ	かつとし	のだ	たけし
金田	勝年 //	野田	毅 //
はしもと	かく	なかやま	やすひで
橋本	岳 //	中山	泰秀 //
きうち	みのる		
城内	実 //		
えとう	せいいち	せこう	ひろしげ
衛藤	晟一参議院議員	世耕	弘成参議院議員
おつじ	ひでひさ	なかがわ	まさはる
尾辻	秀久 //	中川	雅治 //

(計19名)

(出席者) 大森会長、全国生活衛生同業組合中央会

7 / 28 (火) 15:00 ^{きたむらせいご}北村誠吾 国家戦略特区担当大臣への要望書提出

於：内閣府大臣室

(出席者) 大森会長

15:30 ^{えとうせいいち}衛藤晟一 国務大臣への要望書提出

於：内閣府大臣室

(出席者) 大森会長

※なお当日、上記に先立ち加藤勝信^{かとうかつのぶ}厚生労働大臣あて要望書を厚労省担当者に提出した。

9 / 2 (水) 10:00 理事研修会^{にしむらやすとし} 西村康稔 経済再生担当大臣講演「理容業に期待する新型コロナウイルス対応」

於：全理連ビル9階会議室

(出席者) 理政中央会役員

9 / 29 (火) 11:00 自由民主党 生活衛生議員連盟 世話人会

於：参議院議員会館1F講堂

(出席者) 大森会長、寺園幹事長

10 / 7 (水) 16:20 志帥会^{しすいかい} 総会 (会長：二階俊博^{にかいとしひろ} 衆議院議員)

於：ホテルニューオータニ

(出席者) 事務局

10 / 12 (月) 18:30 「えとうせいいち」と明日を語る会

於：都市センターホテル

(出席者) 事務局

10 / 29 (木) 18:00 明風会^{めいふうかい} 総会 (会長：伊吹文明^{いぶきぶんめい} 衆議院議員)

於：都市センターホテル

(出席者) 事務局

11 / 18 (水) 15:30 公明党政策要望懇談会

於：衆議院第一議員会館第3会議室

(出席者) 大森会長、全国生衛中央会

12 / 22 (火) 10:00 自由民主党生活衛生議員連盟総会

於：ホテルニューオータニ

(出席者) 大森会長、寺園幹事長

令和2年度
全国理容政治連盟中央会収支決算書

(資金収支)

自 令和2年 1月 1日
至 令和2年12月31日

収 入 合 計 45,701,802 円
支 出 合 計 20,450,648 円
差 引 25,251,154 円

収 入

(単位:円)

科 目		本年度予算額	本年度決算額	増 減	各 目 明 細
款 項	目				
1. 会費及び寄付金 収 入	58.25%	26,100,000	26,621,800	521,800	
(1) 会費及び寄付金		26,100,000	26,621,800	521,800	
	① 会 費 100.00%	26,100,000	26,621,800	521,800	会費 一人50円 (平均 44,369名×12ヶ月)
	② 寄 付 金 0.00%	0	0	0	
2. その他の収入	0.00%	500	30	△ 470	
(1) 受 取 利 息		500	30	△ 470	
	① 受 取 利 息 100.0%	500	30	△ 470	
3. 繰 越 金	41.75%	19,079,972	19,079,972	0	
(1) 前 期 繰 越 金		19,079,972	19,079,972	0	
	① 現 金 1.08%	207,446	207,446	0	前期現金繰越金
	② 普 通 預 金 29.87%	5,698,725	5,698,725	0	前期普通預金繰越金
	③ 郵 便 振 替 貯 金 69.05%	13,173,801	13,173,801	0	前期郵便振替貯金繰越金
収 入 合 計	100%	45,180,472	45,701,802	521,330	

支 出

(単位:円)

科 目		本年度予算額	本年度決算額	増 減	各 目 明 細
款 項	目				
1. 経常経費	12.05%	2,715,000	2,464,823	△ 250,177	
(1) 事務所費		2,715,000	2,464,823	△ 250,177	
	① 人件費 56.01%	1,500,000	1,380,612	△ 119,388	職務手当 月額平均 115,000円
	② 光熱水費 4.87%	120,000	120,000	0	
	③ 備品・消耗品費 0.00%	60,000	0	△ 60,000	
	④ 事務所費 39.12%	1,035,000	964,211	△ 70,789	借室料、電話料、送金手数料、発送料外
2. 政治活動費	87.95%	42,465,472	17,985,825	△ 24,479,647	
(1) 組織活動費		20,110,000	11,980,766	△ 8,129,234	
	① 組織対策費 40.09%	10,000,000	7,210,907	△ 2,789,093	関係機関渉外活動及び組織活動費他
	② 会議費 26.52%	10,100,000	4,769,859	△ 5,330,141	正副幹事長1/7回・常任執行委員会1/4回・ 執行委員会1/5回負担、監事会1回・ 三役及び会計責任者合同打合せ1回
	③ 連絡交流費 0.00%	10,000	0	△ 10,000	
(2) 選挙関連費		3,000,000	156,600	△ 2,843,400	
	① 推薦費 0.04%	200,000	6,600	△ 193,400	推薦状揮毫料4枚
	② 陣中見舞 0.83%	2,000,000	150,000	△ 1,850,000	陣中見舞金5件
	③ 選挙対策費 0.00%	800,000	0	△ 800,000	選挙事務所陣中見舞時旅費
(3) 調査関連費		320,000	223,969	△ 96,031	
	① 図書費 1.25%	300,000	223,969	△ 76,031	自由民主党資料購読料・国会便覧他
	② 調査費 0.00%	20,000	0	△ 20,000	
(4) 寄付金及び交付金		5,520,000	5,624,490	104,490	
	① 寄付金 1.67%	300,000	300,000	0	全国生衛中央会政治連盟寄附金
	② 交付金 29.60%	5,220,000	5,324,490	104,490	1~12月分会費納入額に対して20%の交付金
(5) その他の事業費		13,515,472	0	△ 13,515,472	
	① その他の事業費 0.00%	13,515,472	0	△ 13,515,472	
支 出 合 計	100%	45,180,472	20,450,648	△ 24,729,824	

事業計画	執行細目	備考
<p>1. 職能代表および代弁者の政治的進出に対する助成の推進 理容業の発展とその業権確立のため、職能代表および代弁者の政治的進出に対して積極的に助成を推進することにより、その目的達成を図ることとする。</p> <p>2. 国会、政府、各政党その他の関係機関に対する積極的な渉外活動の推進 規制・制度改革をはじめとする政治的動向に注視するとともに、生衛法、理容師法に基づく業権を確保するため、関係議員、関係機関、官庁に対して陳情、請願、要望等を積極的に展開するほか、組合員である地方議員との連携も図ることとする。</p> <p>3. 広報、宣伝、啓発および情報の収集と提供の推進 業権確立のための意識高揚を図るため、都道府県理政連に対して積極的な宣伝活動、啓発を推進するとともに、各種情報を収集し、積極的な活用を図ることとする。</p> <p>4. その他、本会の目的達成に必要な事項の推進</p>	<p>1. 職能代表および代弁者の政治的進出に対する助成の推進 ①衆議院議員選挙区及び比例区は各都道府県理政連で推薦し支援する ②参議院議員選挙区は各都道府県理政連で推薦し支援する ③参議院議員比例代表区は理政中央会で推薦し支援する ④地方首長、議員は各都道府県理政連で推薦し支援する ⑤衆参両院議員、地方首長、議員には各都道府県理政連の要請により理政中央会より会長名による推薦状を交付する</p> <p>2. 国会、政府、各政党その他の関係機関に対する積極的な渉外活動の推進 ①理容師法、生衛法等関連法にかかる業権確保の対策 ②規制・制度改革等に関する情報収集とその対応 ③生衛融資制度の優遇策等制度改善の推進 ④国および地方自治体に対するコロナ対応営業支援策への要望活動 ⑤厚生労働省課長通知（令和元年10月16日再通知）に基づく訪問福祉理容の実施主体を、理容所開設営業者に限定するとともに訪問福祉理容実施者に対する衛生講習を義務付ける等の陳情活動の推進 ⑥厚生労働省課長通知（平成29年3月13日）に基づく在宅高齢者に対する理容サービスの積極的な活用および介護保険法に基づく市町村特別給付事業としての実施を働きかける陳情活動の推進 ⑦その他必要に応じた渉外活動の実施</p> <p>3. 広報、宣伝、啓発および情報の収集と提供の推進 ①機関紙『理楽 TIMES』等の活用による広報、宣伝活動の推進 ②各種情報の収集と整理 ③その他、必要に応じて適宜広報、宣伝活動を行う</p> <p>4. その他、本会の目的達成に必要な事項の推進</p>	

令和3年度
全国理容政治連盟中央会収支予算書（案）

(資金収支)

自 令和3年1月1日
至 令和3年12月31日

資料4

収入合計 50,331,654円
支出合計 50,331,654円
差 引 0円

収入

(単位:円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	各 目 明 細
款 項	目				
1. 会費及び寄付金収入	49.83%	25,080,000	26,100,000	△ 1,020,000	
(1) 会費及び寄付金		25,080,000	26,100,000	△ 1,020,000	
	① 会 費 100.00%	25,080,000	26,100,000	△ 1,020,000	会費月50円 (41,800名×12か月)
	② 寄 付 金 0.00%	0	0	0	
2. その他の収入	0.00%	500	500	0	
(1) 受 取 利 息		500	500	0	
	① 受 取 利 息 100.0%	500	500	0	預金利息
3. 繰 越 金	50.17%	25,251,154	19,079,972	6,171,182	
(1) 前 期 繰 越 金		25,251,154	19,079,972	6,171,182	
	① 現 金 0.89%	223,065	207,446	15,619	前期現金繰越金
	② 普 通 預 金 14.52%	3,666,960	5,698,725	△ 2,031,765	前期普通預金繰越金
	② 郵便振替貯金 84.59%	21,361,129	13,173,801	8,187,328	前期郵便振替貯金繰越金
収 入 合 計	100%	50,331,654	45,180,472	5,151,182	

支 出

(単位:円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	各 目 明 細
款 項	目				
1. 経 常 経 費	5.39%	2,715,000	2,715,000	0	
(1) 事 務 所 費		2,715,000	2,715,000	0	
	① 人 件 費 55.25%	1,500,000	1,500,000	0	職務手当 月額平均 125,000 円
	② 光 熱 水 費 4.42%	120,000	120,000	0	光熱費負担分 月額平均 10,000 円
	③ 備品・消耗品費 2.21%	60,000	60,000	0	事務用消耗品費 月額平均 5,000 円
	④ 事 務 所 費 38.12%	1,035,000	1,035,000	0	借室料 月額平均 50,000 円 事務所関連費 月額平均 35,000 円
2. 政 治 活 動 費	94.61%	47,616,654	42,465,472	5,151,182	
(1) 組 織 活 動 費		21,010,000	20,110,000	900,000	
	① 組 織 対 策 費 21.01%	10,000,000	10,000,000	0	関係機関渉外活動及び組織活動費他
	② 会 議 費 23.10%	11,000,000	10,100,000	900,000	各種委員会・監事会 滞在費及び会議食事茶菓代等
	③ 連 絡 交 流 費 0.02%	10,000	10,000	0	説明会等出席旅費
(2) 選 挙 関 連 費		6,500,000	3,000,000	3,500,000	
	① 推 薦 費 1.05%	500,000	200,000	300,000	各種選挙時推薦状作成費他
	② 陣 中 見 舞 8.40%	4,000,000	2,000,000	2,000,000	各種選挙時陣中見舞費用
	③ 選 挙 対 策 費 4.20%	2,000,000	800,000	1,200,000	選挙事務所陣中見舞時旅費
(3) 調 査 関 連 費		320,000	320,000	0	
	① 図 書 費 0.63%	300,000	300,000	0	資料書籍代
	② 調 査 費 0.04%	20,000	20,000	0	各種資料収集費等調査研究費
(4) 寄 付 金 及 び 交 付 金		5,316,000	5,520,000	△ 204,000	
	① 寄 付 金 0.63%	300,000	300,000	0	政治団体寄付金
	② 交 付 金 10.53%	5,016,000	5,220,000	△ 204,000	各理政連関係交付金 (会費納入額に対して20%の交付金)
(5) そ の 他 の 事 業 費		14,470,654	13,515,472	955,182	
	① その他の事業費 30.39%	14,470,654	13,515,472	955,182	予備費等
支 出 合 計	100%	50,331,654	45,180,472	5,151,182	

資料5

新型コロナウイルス・ガイドライン に関するアンケート調査結果

2021年 2月

1 アンケート実施概要

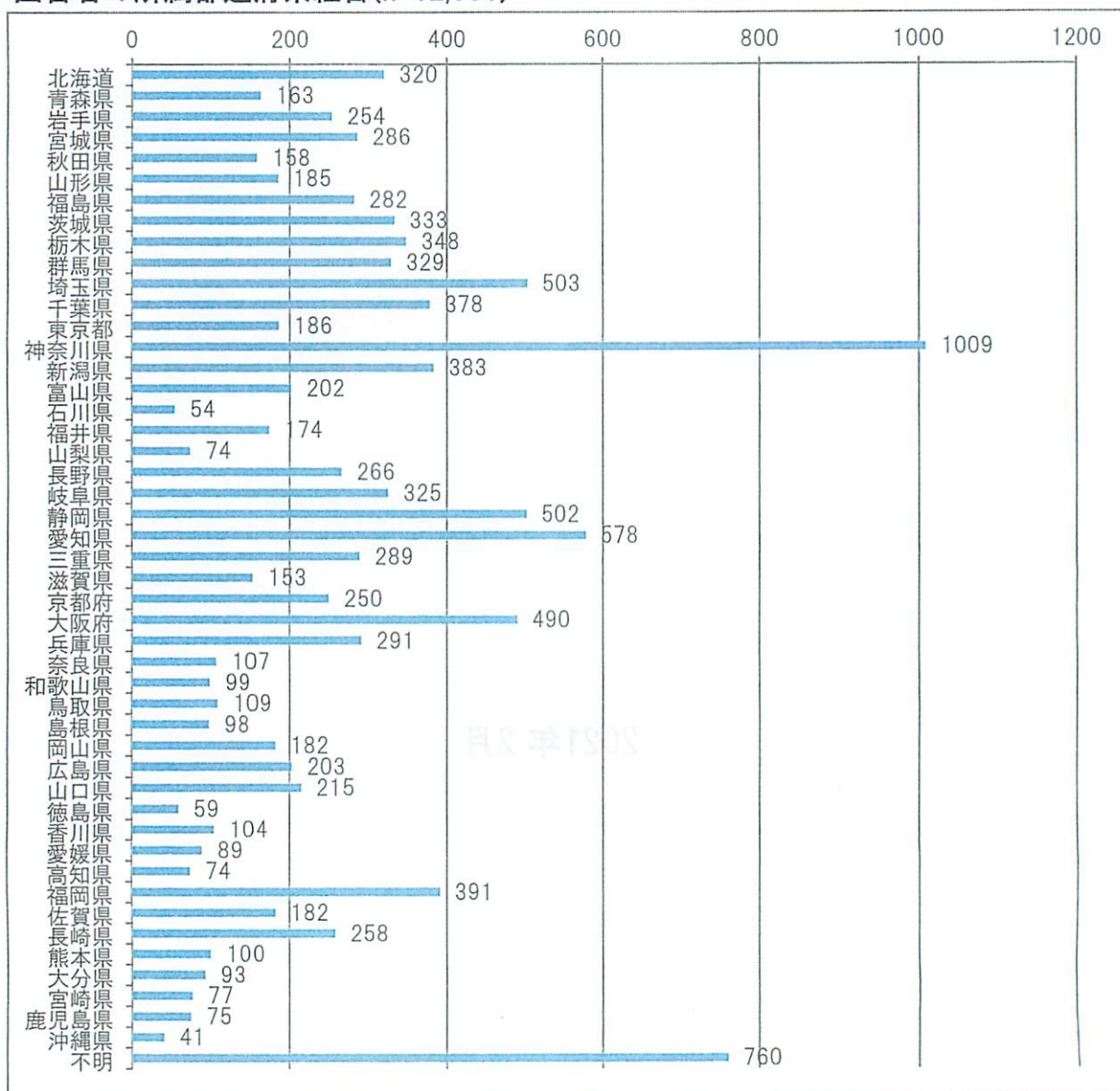
調査対象	全国理容生活衛生同業組合連合会 組合員
調査手法	アンケート調査票を『理楽TIMES』1月号に同梱・配布し、郵送による返送にて調査票の回収を行った。
調査実施期間	2020年12月10日～2021年1月20日
有効回答数	14,028件（2021年2月1日時点）

<報告書における有効回答数>

※2021年1月20日到着分まで、12,081件を対象として集計しています。

※未回答・未記入が存在するため、質問によって、回答者(集計対象者)数が異なります。

■ 回答者の所属都道府県組合(n=12,081)



2 アンケート結果

問一 全国理容連合会では新型コロナウイルス感染防止に向けてガイドラインを策定し、その普及に努めています。また、全国生活衛生営業指導センターではガイドライン・チェックシートによる巡回指導等を行っています。このガイドライン順守について。

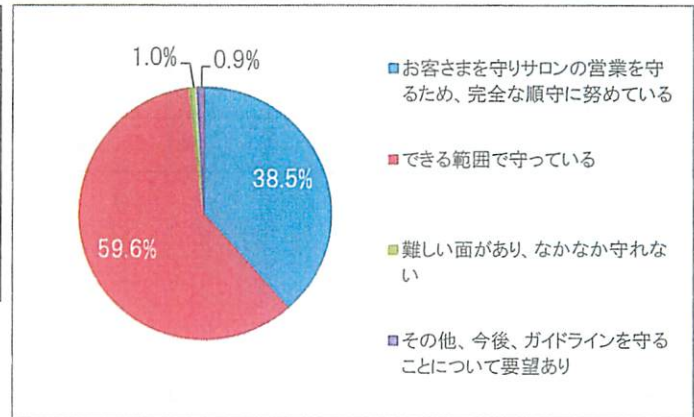
設問タイプ: 単一回答
回答者条件: 全員 (n=11,746)

回答した理容サロンのうち98.1%と、ほぼすべてのサロンが、ガイドラインを順守している。

■最も多かったのは、「(ガイドラインを)できる範囲で守っている」で、59.6%である。

■「お客様を守りサロンの営業を守るため、完全な順守に努めている」のは38.5%である。

		実数	%
全体			
		11,746	100.0%
1	お客様を守りサロンの営業を守るため、完全な順守に努めている	4,521	38.5%
2	できる範囲で守っている	7,006	59.6%
3	難しい面があり、なかなか守れない	112	1.0%
4	その他、今後、ガイドラインを守ることについて要望あり	107	0.9%



問二 全国理容連合会では、新型コロナウイルス・ガイドラインセミナーを47都道府県組合で行い、ポスターやステッカー、修了証などを配布しましたが、活用されていますか。また、今後、連合会・組合に対してどのような要望がありますか。

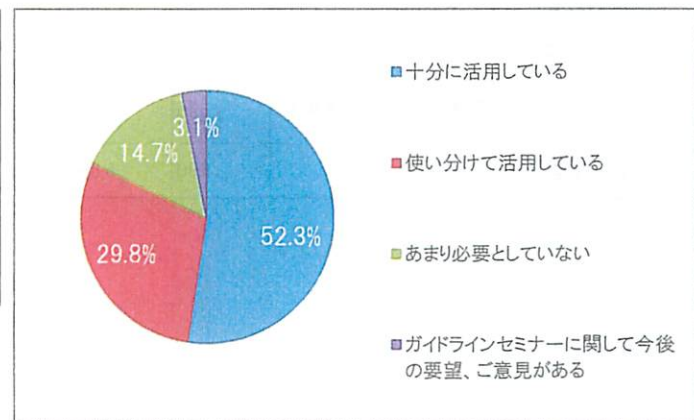
設問タイプ: 単一回答
回答者条件: 全員 (n=11,068)

理容サロンの8割が、ガイドラインセミナーで配布したツール類を活用している。

■配布したツール類を「十分に活用している」のは、52.3%。「使い分けて活用している」29.8%と合わせて、活用しているのは82.1%。

■ツール類を「あまり必要としていない」のは14.7%であった。

		実数	%
全体			
		11,068	100.0%
1	十分に活用している	5,793	52.3%
2	使い分けて活用している	3,302	29.8%
3	あまり必要としていない	1,630	14.7%
4	ガイドラインセミナーに関して今後の要望、ご意見がある	343	3.1%



問二 (「十分に活用している」と回答した方)特に役立っているものは。

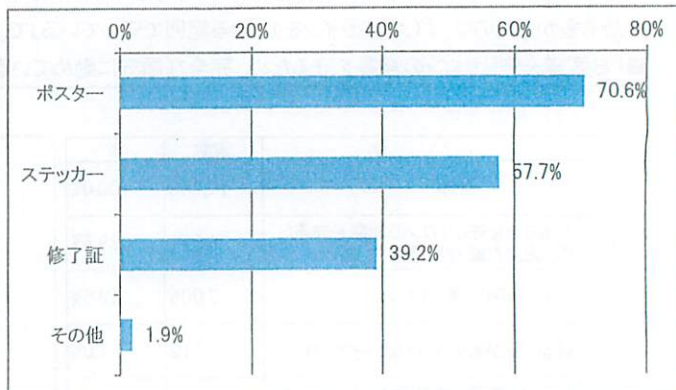
設問タイプ:複数回答

回答者条件:「十分に活用している」を選んだ方(n=5,130)

配布したツールで最も役に立ったのは「ポスター」である。

■役に立っているものは、上位から順に「ポスター」(70.6%)、「ステッカー」(57.7%)、「修了証」(39.2%)の順であった。

全体		実数	%
1	ポスター	3,622	70.6%
2	ステッカー	2,962	57.7%
3	修了証	2,010	39.2%
4	その他	98	1.9%



問三 新型コロナウイルス感染症の発生は、貴サロンの営業に影響を及ぼしていますか(令和2年4月～9月の6カ月間)。

設問タイプ:単一回答

回答者条件:全員(n=11,936)

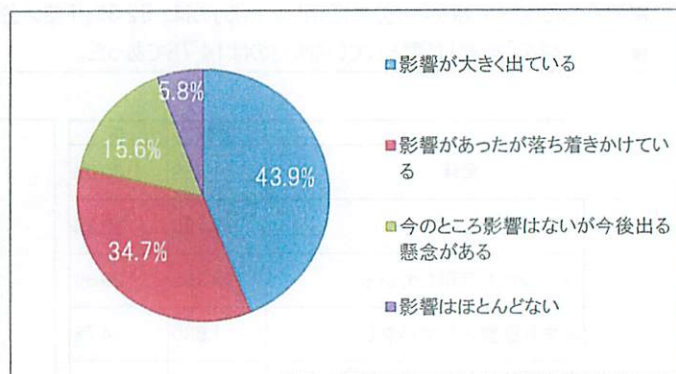
まだ新型コロナウイルス感染症の影響が続いている理容サロンが4割強、今は落ち着いているのは3割強で、約8割がなんらかの影響を受けている。

■回答した理容サロンのうち43.9%が「影響が大きく出ている」と回答した。

■「影響があったが落ち着きかけている」と回答したのは、34.7%で、「今のところ影響はないが今後出る懸念がある」のは15.6%。

■「影響はほとんどない」のは5.8%にとどまった。

全体		実数	%
1	影響が大きく出ている	5,242	43.9%
2	影響があったが落ち着きかけている	4,142	34.7%
3	今のところ影響はないが今後出る懸念がある	1,862	15.6%
4	影響はほとんどない	690	5.8%



問四 問三で「影響が大きく出ている」または「影響があったが落ち着きかけている」と回答された方にお尋ねします。具体的にどのような影響ですか。

設問タイプ:複数回答

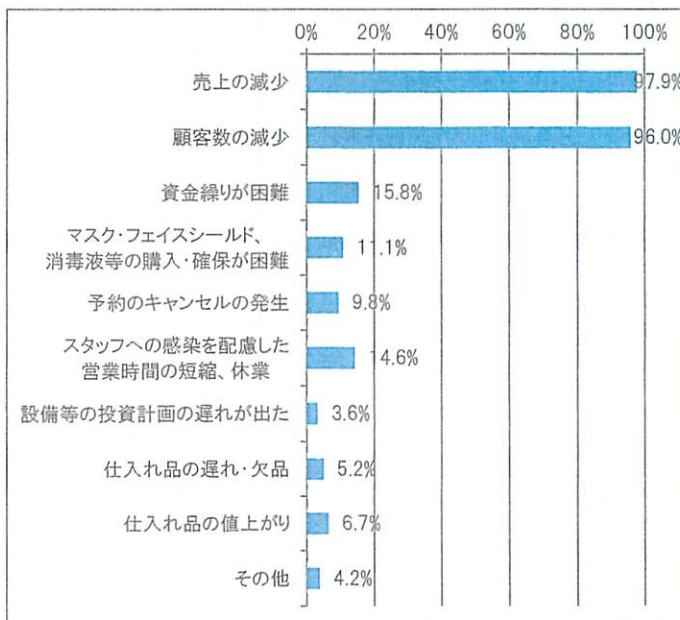
回答者条件:「影響が大きく出ている」、「影響があったが落ち着きかけている」のいずれかを選んだ方(n=9,877)

新型コロナウイルスの発生は、売上の減少や顧客数の減少といった事業経営に大きな影響を与えている。

■新型コロナウイルスの影響で最も大きかったのは、「売上げの減少」97.9%と、「顧客数の減少」96.0%である。

■資金繰りが困難になったサロンは15.8%で、「スタッフへの感染を避けるための営業時間の短縮や休業」(14.6%)、「マスク等の感染予防対策品の購入・確保が困難」(11.1%)が続く。

		実数	%
全体		9,877	100.0%
1	売上の減少	9,671	97.9%
2	顧客数の減少	9,483	96.0%
3	資金繰りが困難	1,559	15.8%
4	マスク・フェイスシールド、消毒液等の購入・確保が困難	1,100	11.1%
5	予約のキャンセルの発生	965	9.8%
6	スタッフへの感染を配慮した営業時間の短縮、休業	1,441	14.6%
7	設備等の投資計画の遅れが出た	355	3.6%
8	仕入れ品の遅れ・欠品	517	5.2%
9	仕入れ品の値上がり	666	6.7%
10	その他	419	4.2%



問四 「売上の減少」を選んだ場合、下記の当てはまるものに○を付けてください。

設問タイプ:単一回答

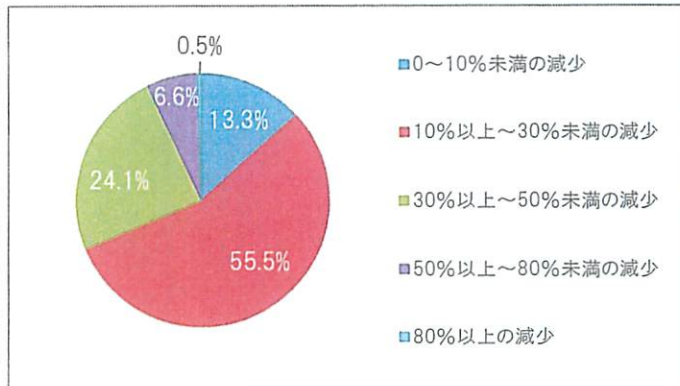
回答者条件:「売上の減少」を選んだ方(n=9,629)

売上が減少したサロンにおける影響では、10%~30%売上が減少したサロンが半数強を占めた。

■売上の減少率として最も多いのは「10%~30%未満」(55.5%)で、「30%~50%未満」(24.1%)が続く。

■「0%~10%未満」が13.3%で、「50%~80%未満」が6.6%であった。

		実数	%
全体		9,629	100.0%
1	0~10%未満の減少	1,282	13.3%
2	10%以上~30%未満の減少	5,348	55.5%
3	30%以上~50%未満の減少	2,318	24.1%
4	50%以上~80%未満の減少	633	6.6%
5	80%以上の減少	48	0.5%



問四 「顧客の減少」を選んだ場合、下記の当てはまるものに○を付けてください。

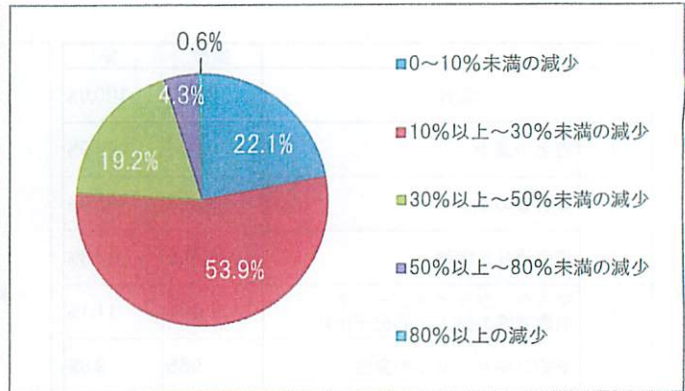
設問タイプ: 単一回答

回答者条件: 「顧客数の減少」を選んだ方(n=9,456)

顧客数が減少したサロンにおける影響では、10%~30%顧客数が減少したサロンが半数強を占めた。

■顧客数の減少率として最も多いのは、「10%~30%未満」が最も多く53.9%。次いで「0~10%未満」で22.1%である。「30%~50%未満」が19.2%が続いた。

		実数	%
全体		9,456	100.0%
1	0~10%未満の減少	2,086	22.1%
2	10%以上~30%未満の減少	5,095	53.9%
3	30%以上~50%未満の減少	1,816	19.2%
4	50%以上~80%未満の減少	405	4.3%
5	80%以上の減少	54	0.6%



問五 新型コロナウイルス感染症の発生による影響が出ていることに対して、アフターコロナとしての営業回復に向けて何らかの対応をとっていますか。

設問タイプ: 単一回答

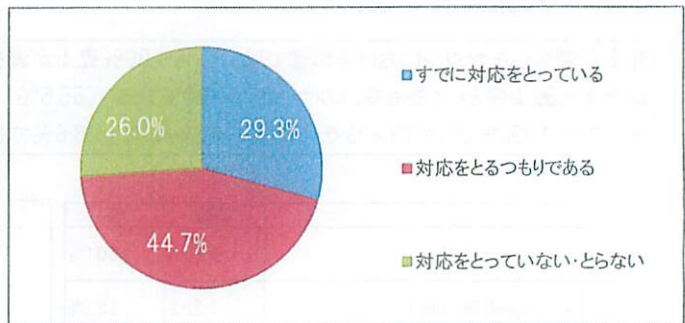
回答者条件: 全員(n=11,453)

理容サロンの74%が、アフターコロナとしての営業回復に向け、なんらかの対策を検討している。

■営業回復に向けた対策では、「対策をとるつもりである」と回答したサロンが44.7%で最も多かった。「すでに対応をとっている」と回答したのが29.3%で、合わせて74.0%が何らかの対応を検討している。

■一方で、「対応をとっていない・とらない」と回答したのは26.0%であった。

		実数	%
全体		11,453	100.0%
1	すでに対応をとっている	3,354	29.3%
2	対応をとるつもりである	5,116	44.7%
3	対応をとっていない・とらない	2,983	26.0%



問六 問五で「すでに対応をとっている」または「対応をとるつもりである」と回答された方にお尋ねします。具体的にどのような対応をとっていますか。または、とるつもりですか。

設問タイプ:複数回答

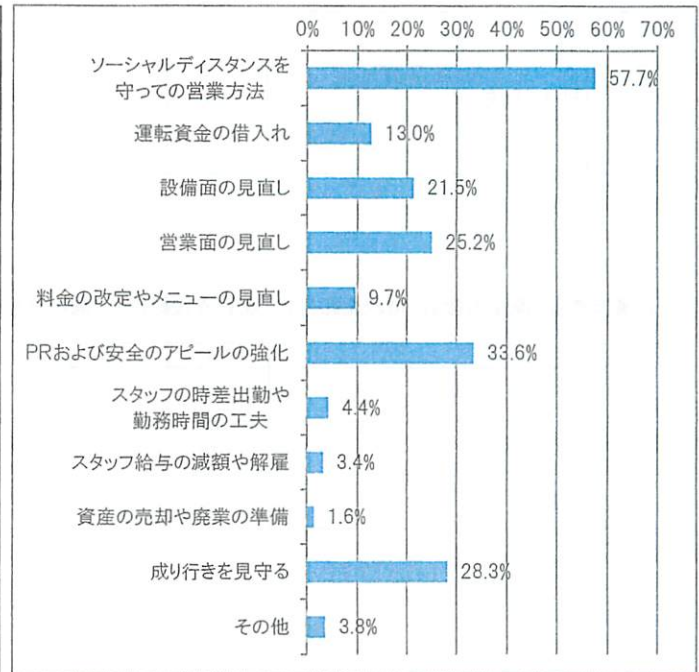
回答者条件:「すでに対応をとっている」または「対応をとるつもりである」を選んだ方(n=8,780)

営業回復に向け、ソーシャルディスタンスを守って安全に営業していることをアピールする対策が最も多い。

■営業回復に向けた具体的な対策内容は、「ソーシャルディスタンスを守っての営業方法」が最も多く57.7%。次に「PRおよび安全のアピール強化」で33.6%、「営業面の見直し」25.2%、「設備面の見直し」21.5%が続く。

■一方、具体的な対策内容の検討ではないが「成り行きを見守る」と回答したサロンも28.3%であった。

		実数	%
全体		8,780	100.0%
1	ソーシャルディスタンスを守っての営業方法	5,070	57.7%
2	運転資金の借入れ	1,141	13.0%
3	設備面の見直し	1,890	21.5%
4	営業面の見直し	2,213	25.2%
5	料金の改定やメニューの見直し	853	9.7%
6	PRおよび安全のアピールの強化	2,948	33.6%
7	スタッフの時差出勤や勤務時間の工夫	387	4.4%
8	スタッフ給与の減額や解雇	296	3.4%
9	資産の売却や廃業の準備	138	1.6%
10	成り行きを見守る	2,488	28.3%
11	その他	336	3.8%



問七 理容サロン経営者が利用できる以下の支援施策についてお尋ねします。以下の支援施策をご存知ですか。

設問タイプ:表組単一回答
回答者条件:全員(n=11,606)

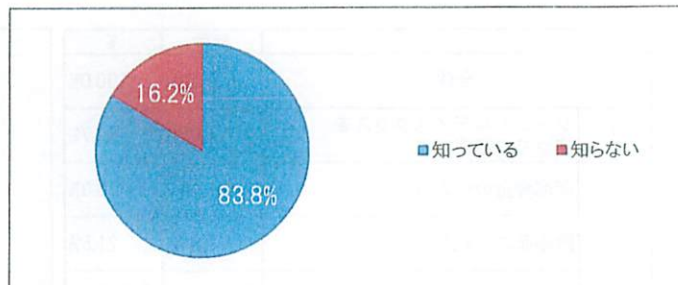
日本政策金融公庫の支援施策の認知率は83.8%、経産省・厚労省の支援施策の認知率は90.9%。

■日本政策金融公庫の支援施策を「知っている」と回答したのは83.8%。

■経済産業省、厚生労働省の支援施策を「知っている」と回答したのは90.0%。

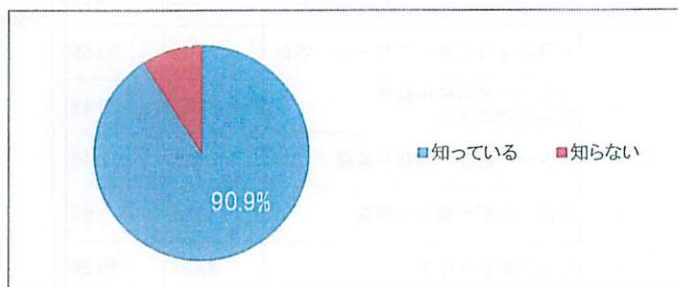
「日本政策金融公庫(特別貸付、資本金劣後ローン、改善貸付等)

		実数	%
全体		11,606	100.0%
1	知っている	9,725	83.8%
2	知らない	1,881	16.2%



経済産業省、厚生労働省(持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金等)

		実数	%
全体		11,517	100.0%
1	知っている	10,469	90.9%
2	知らない	1,048	9.1%



問七（知っている場合）支援施策の利用状況

設問タイプ:表組単一回答

回答者条件:いずれかの支援施策について、「知っている」を選んだ方

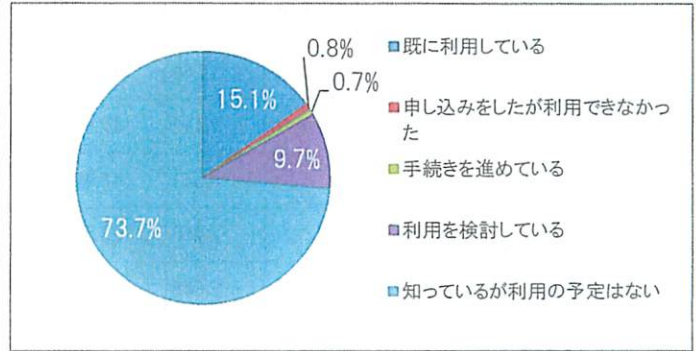
日本政策金融公庫の支援施策の利用・検討率は26.3%、経産省・厚労省の視線施策の利用・検討率は44.5%。

■日本政策金融公庫の支援施策を「知っている」と回答した人のうち、支援を利用したのは15.1%で、利用検討（「申し込みをしたが利用できなかった」・「手続きを進めている」・「利用を検討している」の合計）は11.2%。73.7%が「利用の予定はない」と回答した。

■経済産業省、厚生労働省の支援施策を「知っている」と回答した人のうち、支援を利用したのは32.1%で、利用検討（「申し込みをしたが利用できなかった」・「手続きを進めている」・「利用を検討している」の合計）は12.4%。「利用の予定はない」と回答したのは55.6%である。

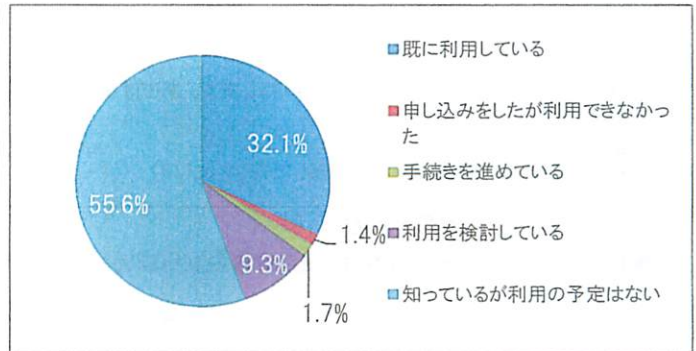
「日本政策金融公庫（特別貸付、資本金劣後ローン、改善貸付等）」

		実数	%
全体		9,480	100.0%
1	既に利用している	1,431	15.1%
2	申し込みをしたが利用できなかった	78	0.8%
3	手続きを進めている	67	0.7%
4	利用を検討している	918	9.7%
5	知っているが利用の予定はない	6,986	73.7%



経済産業省、厚生労働省（持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金等）

		実数	%
全体		10,234	100.0%
1	既に利用している	3,281	32.1%
2	申し込みをしたが利用できなかった	145	1.4%
3	手続きを進めている	173	1.7%
4	利用を検討している	950	9.3%
5	知っているが利用の予定はない	5,685	55.6%



問八 貴サロンは今後、感染防止対策および営業回復を目指してどのような支援策が必要ですか。

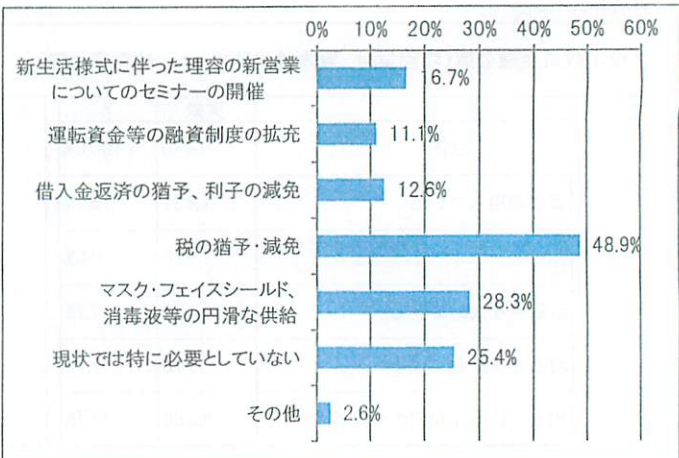
設問タイプ:複数回答
回答者条件:全員(n=11,354)

求められる支援策は、税の猶予・減免など「営業資金」に関するものが多い。

■必要とされている支援策のトップは「税の猶予・減免」で48.9%である。次いで、「マスク・フェイスシールド、消毒液等の円滑な供給」(28.3%)、「新生活様式に伴った理容の新営業についてのセミナーの開催」(16.7%)が続く。

■営業回復にむけた支援策を「現状では特に必要としていない」と回答したのは25.4%である。

	実数	%
全体	11,354	100.0%
1 新生活様式に伴った理容の新営業についてのセミナーの開催	1,898	16.7%
2 運転資金等の融資制度の拡充	1,263	11.1%
3 借入金返済の猶予、利子の減免	1,428	12.6%
4 税の猶予・減免	5,547	48.9%
5 マスク・フェイスシールド、消毒液等の円滑な供給	3,216	28.3%
6 現状では特に必要としていない	2,888	25.4%
7 その他	295	2.6%



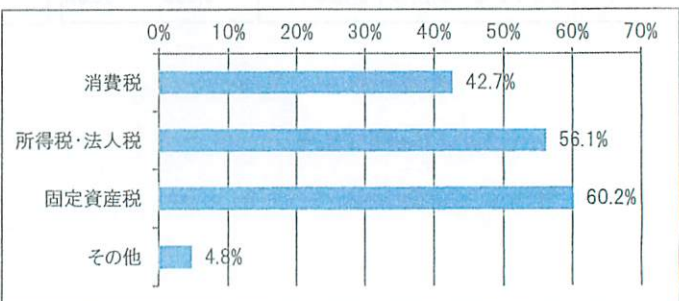
問八 「税の猶予・減免」と回答した方にお尋ねします。あてはまる税をすべてお選びください。

設問タイプ:複数回答
回答者条件:「税の猶予・減免」と回答した方(n=5,229)

固定資産税の負担が最も大きい。

■猶予・減免を望む税の種類は「固定資産税」(60.2%)がトップで、「所得税・法人税」(56.1%)、「消費税」(42.7%)の順である。

	実数	%
全体	5,229	100.0%
1 消費税	2,233	42.7%
2 所得税・法人税	2,936	56.1%
3 固定資産税	3,150	60.2%
4 その他	249	4.8%



資料6

未加入店の組合加入促進および組合員の脱退防止の諸方策、
並びに未加入店にないお客さまをハッピーにするサービスについて

標記につきましては令和2年度事業計画の組織部門関係で示されておりますが、組織部門委員会および組織強化対策協議会で検討し下記のとおり成案を得ましたので、報告申し上げます。

記

1. 未加入店の組合加入促進および組合員の脱退防止の諸方策(案)について

○未加入店の組合加入促進関係

- ・支部ごとに加入目標数を設け、加入実績に応じて報奨金を支給する。
- ・新規加入者や事業継承者へ、またその所属支部へ加入奨励金を支給する。
- ・新規加入者やその所属支部だけでなく、加入に尽力した人、また結果的に加入しなくても加入の活動をした人にも奨励金を支給する。
- ・複数年以上の継続加入を条件として、組合が加入金や出資金を負担する。
- ・組合加入金を免除するとともに、出資金の分割納付を認める。
- ・新規加入者に組合加入金と出資金を差し引いて奨励金を支給する。
- ・新規加入者には賠償共済、火災共済の初年度負担金を組合が負担する。
- ・衛生消毒講習会の案内を全未加入店に送付する。
- ・未加入店を対象に説明会を開催し、組合の活動や組合組織の在り方等について説明して理解を求め、組合への加入を勧誘する。
- ・組合加入キャンペーンのPRチラシを全未加入店へ配布する。
- ・保健所、日本公庫、県指導センター、養成施設等に協力依頼し、新規開設者にパンフレット等を渡してもらうとともに組合加入の説明をしてもらい、その後、支部担当者が訪問して加入を勧誘する。
- ・未加入店に組合のメリットを理解してもらうために、一度きりの訪問ではなく、継続して数度、訪問する。
- ・支部長や支部役員が未加入店を訪問し、支部の講習会や行事への参加を呼び掛け、また全理連共済や日本公庫のパンフレット等を配布して説明し、組合への加入を勧誘する。
- ・保健所や県指導センターから新規開設者のデータを入手し、該当支部が組合加入の勧誘活

動を行う。

- ・新規加入者の加入理由を掘り下げていくことで、新規加入の推進につなげていく。
- ・経営相談員を設け、組合加入を前提にして借入れ相談等の開業のサポートを行う。
- ・組合員店従業員の独立開業に際し、融資制度の活用を促すことで組合加入につなげる。
- ・居抜き物件の説明会を行い、新規開設者の組合加入につなげる。
- ・近年、理容店の子弟ではない人が理容師になることがあるので、店舗継承システム等を確立して自分の店を持ちやすくすることが、組合加入への第一歩になる。
- ・各県の管理講習はその県の理事長が出席するので、その際に組合加入のメリットを説明したらよい。賠償共済等の説明をすると、将来、自分の店を持ちたいと考えている人が熱心に耳を傾けてくれる。
- ・独立開業しようと考えている人に、日本公庫の低利融資や充実した共済制度等の組合に加入するメリットについて説明して、積極的に組合加入につなげていく。
- ・低料金店の人が組合に入りたいと言ってきた場合は、組合員店としての料金、休日、営業時間等の基本ラインは守ることができるかの確認は必要になってくる。
- ・近年はサラリーマン家庭で育ったような理容店の子弟ではない人が理容師になることがあり、そのような人は社会保険等には特に関心があるので、組合員店の労働環境の充実をはかることが大切である。

○組合員の脱退防止関係

- ・未加入店への加入促進は難しいので、現組合員の脱退防止に注力する。脱退をやめて組合に留まる人もある。
- ・組合員の脱退理由として、廃業ではない場合は人間関係に起因するケースが多いので、その点に留意しておく。
- ・人間関係が原因で脱退した人の再加入は、3年に一度の役員交代期がチャンスとなる場合がある。
- ・組合員からは所属支部の支部長の顔を知らないという声を聞くこともあるため、支部長には年に何回かは支部員の店舗に顔を出す等の対策をとって日頃から人間関係をつくってもらう。
- ・共済制度には未加入だが関心は持っている人はいるので、『理楽 TIMES』や組合機関紙に共済に「入っていてよかった」等の事例の記事を載せて、共済加入のメリットをより前面に

出していく。

- ・高齢の組合員に組合をやめたいと言われたら無理に引き留めることは難しいが、支部費を一部免除して準組合員扱いにするなどの工夫をしている支部もある。
- ・組合員店と未加入店、低料金店との違いを明確に示すような情報発信を行う。
- ・青年部や女性部でスポーツ大会等のレクリエーションを活発に行い、若い理容師たちの絆を深め、組合脱退の歯止めの一助とする。また、その場には未加入店の人にも参加の声掛けを行い、その機会を活用して組合への加入を勧誘する。
- ・組合で顧問弁護士と契約し、賠償責任補償の対応、お客さまとのトラブル、近隣とのトラブル等について組合員が無料で相談できる環境を整備する。
- ・ユーチューブに組合PR動画を配信する。
- ・理容学校の生徒に競技大会への参加を促すことで組合の意識付けにつなげる。
- ・競技大会の出場料を免除し、お楽しみ抽選会を実施する。
- ・県生衛組合協議会で連携し、知事等に生衛業への支援要請を行う。

2. 未加入店にないお客さまをハッピーにするサービス(案)について

- ・主として若者を対象とした新しいヘアスタイルのメニュー。

若者客を中心に現在のトレンドや流行をとらえた最新ファッションの、そのお客さまに似合わせたヘアスタイルを提案、提供する。

- ・クールビズヘアや冷シャンプー等の社会性を配慮したメニュー。

国が進める地球温暖化対策に呼応して提案されているクールビズヘアや冷シャンプーは、お客さまからの支持を得られるだけでなく、社会貢献に資するメニューともなり、理容店の積極的な情報発信につながる。

- ・ヘアカラーリング、ネイルケア等のファッション性を重視したメニュー。

ヘアカラーリングは若者に限らず幅広い年齢層のお客さまのヘアのファッション性を高める。また、ネイルケア等のヘア関連以外の技術も、お客さまのファッション性を高めるメニューとなり得る。

- ・就職活動（就活）を行うに向けたトータルメニュー。

就活に適したヘアスタイルもさることながら、ヘアカラー（就活向けのカラー）、グルーミング（特に眉の形）、肌ケア等、トータルでの提案を行う。

- ・女性向けのサービス。

ジェンダーレス化の進む時代を背景に、理容店もヘア関連メニューはもちろん、シェービング、ネイルケア、医療用ウィッグ等、女性向けメニューの充実が求められる。

- ・美顔を含めた身体全体のエステティック等の肌の管理を重視したメニュー。

理容は元来、美顔術を開発して美顔の追求をしてきている。その点からもエステティックにも通じてきた業として、お客さまの肌の管理は当然の責務と言える。

- ・シャンプー、頭皮ケア等の育毛、スカルプトリートメント。

理容師は従来、お客さまの毛髪や頭皮等の悩みに応じてきている。その点から、シャンプーやスカルプケアなどの「毛髪・頭皮のプロ」としてのメニューを求めるお客さまは少なくない。また、シャンプーの発展形としてのヘッドスパ等は、毛髪・頭皮のケアに加えてリラクゼーションメニューとしても求められ得る。

- ・アロマセラピー等のリラクゼーションメニュー。

理容店は技術の提供のみならず、癒しの場としての側面も持ち、そうした機能を求めて来店するお客さまも少なくない。リラクゼーションメニューを提供し、来店中のひとりで心身ともに安らいでいただくことは、何かと気忙しい現代社会の中では貴重な時間になる。

- ・中高年齢者を対象としたヘアカウンセリング。

中高年にとって加齢からの毛量の減少等によるヘアの悩みは深刻であり、ヘアスタイルもその人の好みにあわせて仕上げるのが難しくなる。そのようなお客さま個々の事情に応じることは、ステレオタイプのヘアスタイルの提供とは一線を画すものとなる。

- ・毛髪や顔剃り後の肌の手入れ等ホームケアの知識の提供。

お客さまは理容店への来店時以外のほとんどの時間は当然、自身で毛髪や肌の手入れをすることになる。その点から、ホームケアの正しい知識や情報を提供することは理容師として大切な役割と言える。

- ・子どもに配慮したサービス。

店内を子ども客にふさわしい環境整備を行うとともに、子ども受けするアニメキャラクターの施されたカットクロス等のグッズを活用したり、おもちゃ等のちょっとした粗品を提供するといったサービスを行い、現在はもちろん、将来にわたっても理容店を利用してもらえるように子ども客にも配慮していく。

- ・在宅や施設の高齢者等への訪問理容、また来店が困難な顧客の送迎。

高齢化社会の中にあって訪問理容は社会貢献事業のひとつとして重要な機能である。加えて、営業収益を上げるための大きなビジネスチャンスともなり得る。訪問理容を行わな

い場合でも、自店への送迎を行うことで固定客化を図ることができるとして、そのノウハウを確立していく。

- ・ ツーペ（かつら）の提供（特に病気や治療に伴う外見の変化のために使用するツーペへの対応）。

薄毛が気になるが、もっとヘアスタイルを楽しみたいというお客さまへのツーペ（かつら）の提供は理容店のメニューとして既に長い歴史があるが、加えて医療用ウィッグの提供は社会貢献事業としてこれからの理容店には大切なアイテムとなり得るだろう。

- ・ 全組合員店が一斉にハッピーの日（仮称）のサービスを実施する。

年に1回、ハッピーの日を設け、各組合や連合会が助成して、その日はヘア関連グッズ（ブラシ、ヘアケア剤、スキンケア剤等）を粗品としてプレゼントしたり、料金を割引する等、全組合員店で一斉に統一したサービスを実施する。

全理連5共済 給付状況（令和3年1月分）

団体生命	支部	給付内容	金額
	富士	古希祝金	10,000
	清水	人間ドック補助金	30,000
	清水	古希祝金	10,000
	静岡第三	古希祝金	10,000
	焼津	入院見舞金	15,000
	藤枝	古希祝金	15,000
	磐田	人間ドック補助金	10,000
	磐南	古希祝金	10,000
	磐南	還暦祝金	10,000
	浜松	長寿祝金	200,000
	浜松	古希祝金	20,000
	浜松	入院見舞金	15,000
	浜松第一	入院見舞金	30,000
	浜北	死亡共済金	2,000,000
	湖西	還暦祝金	5,000
		合計金額	2,390,000

療養補償 (所得コース)	支部	給付内容	金額
	浜松第一	慢性下気道感染・間質性肺炎 R2. 10. 27~11. 30	26,000
		合計金額	26,000

※療養補償（医療）・火災共済・ワイド・賠償の給付はありませんでした。

全理連5共済 給付状況（令和2年12月分）

団体生命	支部	給付内容	金額
	南田方	古希祝金	10,000
	伊東	還暦祝金	25,000
	清水	人間ドック補助金	10,000
	島田	入院見舞金	15,000
	磐南	長寿祝金	200,000
	湖西	還暦祝金	15,000
		合計金額	275,000

療養補償 (所得コース)	支部	給付内容	金額
	清水	COVID-19 R2.8.11~8.31	54,400
	浜松	血栓性血小板減少性紫斑病 R2.9.14~10.31	76,267
	浜北	突発性難聴 R2.9.3~9.10	2,533
	合計金額	133,200	

療養補償 (医療コース)	支部	給付内容	金額
	静岡西	左麦粒腫、左眼瞼炎 R2.9.28	15,000
	合計金額	15,000	

※火災共済・ワイド・賠償の給付はありませんでした。

(後開各工種及職種) 服務時間 總共時間數

種別	服務時間	種別	
001 01	金融業務	總務	
001 01	金融業務	業務	
001 01	金融業務(支店)個人	業務	金融業務
001 01	金融業務	業務	
002 001	金融業務	業務	
002 01	金融業務	業務	
002 002	金融業務		
種別	服務時間	種別	
003 03	01.01.01.000 10.01-11.31.99	業務	
003 01	金融業務(支店)個人業務 10.01-11.31.99	業務	金融業務 (支店)個人業務
003 02	金融業務 01.01-02.28.99	業務	
003 001	金融業務		
種別	服務時間	種別	
004 01	金融業務(支店)個人業務 01.01.99	業務	金融業務 (支店)個人業務
004 01	金融業務		